

掛川市教育委員会告示第7号

掛川市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成31年掛川市教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月26日

掛川市教育委員会  
教育長 佐藤 嘉 晃

第3条中「別表第1」を「別表」に改める。

第4条から第10条までを次のように改める。

（実施日）

第4条 事業の実施日は、次に掲げる日以外の日とする。

(1) 日曜日

(2) 12月29日から翌年の1月4日までの日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要と認める場合には、実施日を変更することができる。

（実施時間）

第5条 事業の実施時間は、下校時刻から午後6時30分までとする。ただし、次に掲げる日においては、午前7時30分から午後6時30分までとする。

(1) 掛川市立小学校及び中学校の管理に関する規則（平成17年掛川市教育委員会規則第16号）第4条第1項第3号から第6号までに掲げる休業日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要と認める場合には、実施時間を変更することができる。

（対象者）

第6条 事業の対象者（以下「対象児童」という。）は、保護者が就労、健康上の理由等により健全

な育成ができる家庭環境にない児童とする。ただし、教育委員会が特に必要と認める児童については、この限りでない。

(事業の委託)

第7条 教育委員会は、法人その他の団体に事業を委託するものとする。

(利用の申込み)

第8条 対象児童の保護者(以下「保護者」という。)は、事業を利用しようとするときは、書面により、希望する実施施設の受託法人等(前条の規定により事業の委託を受けた法人その他の団体をいう。以下同じ。)に申し込まなければならない。

(利用の決定)

第9条 受託法人等は、前条の規定による申込みがあったときは、速やかにその内容を審査し、承諾の可否を決定し、書面により保護者に通知しなければならない。

2 受託法人等は、保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を承諾しないものとする。

(1) 定員を満たしているとき。

(2) 感染性疾患により他の者に感染させるおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、利用を承諾することが適当でないと認めるとき。

(承諾の条件)

第10条 受託法人等は、前条第1項の規定により承諾を可とする決定をする場合には、必要な限度において、条件を付することができる。

第11条及び第12条を削る。

第13条中「受託者」を「受託法人等」に、「実施内容を記載した実施報告書を作成し」を「書面により」に、「提出」を「報告」に改め、同条を第11条とする。

第14条第1項を次のように改める。

利用料は、1月につき15,000円の範囲内において、受託法人等が定める。ただし、長期休暇を含む月については、この限りでない。

第14条中第2項から第5項までを削り、同条を第12条とし、第15条を第13条とする。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

## 別表（第3条関係）

実 施 施 設		対 象 学 区	定 員
名 称	所 在 地		
日東地区学童保育所	掛川市大野1番地の3	日坂小学校	30人
東山口地区学童保育所	掛川市逆川1012番地の1	東山口小学校	70人
西山口小学童保育所	掛川市成滝110番地の1	西山口小学校	133人
上内田学童保育所	掛川市上内田773番地の1	上内田小学校	40人
城北小学童保育所（A）	掛川市水垂178番地	城北小学校	35人
城北小学童保育所（A2）	掛川市御所原9番28号	城北小学校	40人
城北小学童保育所（B）	掛川市水垂178番地	城北小学校	40人
第一小学童保育所	掛川市掛川1102番地の5	第一小学校	80人
しあわせ学童保育所	掛川市上張925番地の8	第一小学校	40人
にこにこ学童保育所	掛川市仁藤町6番地の6	第一小学校	40人
どんぐり学童保育所	掛川市掛川910番地の1	第一小学校	40人
第二小学童保育所	掛川市大池438番地の1	第二小学校	40人
第二小つくし学童保育所	掛川市大池504番地の1	第二小学校	60人
中央小学童保育所	掛川市下俣633番地	中央小学校	85人
中央小学童保育所（C）	掛川市中央1丁目15番地の4	中央小学校	70人
曾我小学童保育所	掛川市領家581番地の1	曾我小学校	80人
桜木小学童保育所	掛川市家代1738番地の1	桜木小学校	170人
桜木小学童保育所（D）	掛川市家代の里1丁目5番地の1	桜木小学校	40人
和田岡地区学童保育所	掛川市吉岡1941番地の1	和田岡小学校	50人
原谷小学童保育所	掛川市本郷561番地の1	原谷小学校（原谷地区）	55人
原田学童保育所	掛川市原里1521番地	原谷小学校（原田地区）	30人
西郷小学童保育所	掛川市上西郷2622番地	西郷小学校	133人
倉真学童保育所	掛川市倉真3802番地の2	倉真小学校	40人
土方小学童保育所	掛川市上土方322番地	土方小学校	30人
佐東小学童保育所	掛川市小貫1474番地	佐東小学校及び中小学校	25人
大坂小学童保育所	掛川市大坂5667番地	大坂小学校	55人
千浜小学童保育所	掛川市千浜5849番地	千浜小学校	50人
ほほえみ学童保育所	掛川市横須賀1371番地の3	横須賀小学校	120人
大淵小学童保育所	掛川市大淵5602番地	大淵小学校	55人

様式を削る。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。